個人情報保護法
への対応（案）

月惑星研究会　ALPO-Japan　2018/7/01

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。
個人情報の保護に関する法律、以下次ページに抜粋するが、

ALPO-Jはこの法律適用を受けるか？

⇒結論

適用範囲外と推察される。　但し、法令に準じたプライバシー保護の施策は必要

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

-
- 第２条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であっ て、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又 は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 個人識別符号が含まれるもの　（長瀬注；会員番号とかユーザーIDのみで表記されそれだけで氏名など個人を特定できないようなものを意味する）

⇒　HPの観測報告はこれに該当するものと考えられる

©All right reserved 月惑星研究会　Association of Lunar and Planetary Observers in Japan

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- ４ この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
- 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
-

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- ５ この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 国の機関 、地方公共団体 、独立行政法人等、地方独立行政法人
- **********
- 個人情報保護法ガイドライン（通則編） によれば
- ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して 遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。 また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個 人情報取扱事業者に該当する。
- なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。
- **********

⇒　ALPO-Jは該当しないとは言えない

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- 第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
-
- 第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定に より特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
-
- ３ 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
-

⇒　HPで利用目的や著作権取り扱いを今以上に明記すべき

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- 第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用 目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ２　…ただし、人の生命、身体又は財産の保 護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- ３ 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ４ 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- …取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- 第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損 の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
-

⇒　データサーバーの安全管理の見直しが必要

- 第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ 適切な監督を行わなければならない。

⇒　報告データ閲覧可能者の見直しと安全教育

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- 第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同 意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
-
- … 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は 本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- ６ 個人情報取扱事業者は、前項第３号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状 態に置かなければならない。

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- 第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人デー タの開示を請求することができる。
- ２ 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

⇒　開示要求された場合にこれに応える準備が必要

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- 第76条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情 報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であると きは、第４章の規定は、適用しない。

1. 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
2. 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
3. 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
4. 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
5. 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

⇒　このことから本法律適用範囲外との判断は可能

個人情報保護法がH29年5月に改定され、以前より適用範囲が大幅に拡大された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）より抜粋

- 第83条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人定めのあるものを含む。）である場合にあって は、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る 目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処 する。